

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年11月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）今井上町マンション計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
ナイス株式会社
代表取締役社長 平田恒一郎

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
相模鉄道株式会社
取締役社長 及川陸郎

東京都中央区東日本橋二丁目28番4号
日本中央地所株式会社
取締役社長 酒井邦弥

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番1号
株式会社ニッパツサービス
取締役社長 天野一敏

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）今井上町マンション計画

（2）種類

住宅団地の新設（第2種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区今井上町54番

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

分譲共同住宅の新設

(2) 内容

ア 区域面積	23,129.69 ^m ²
イ 計画人口(計画戸数)	1,800人(600戸)
ウ 土地利用計画	
(ア)住宅棟及び共用棟	6,250.00 ^m ²
(イ)駐車場棟	3,100.00 ^m ²
(ウ)歩行者通路・広場	4,220.00 ^m ²
(エ)地上部緑化地	6,400.00 ^m ²
(オ)車路・地上駐車場	1,900.00 ^m ²
(カ)ごみ集積所・駐輪場ほか	1,259.69 ^m ²
エ 建築計画	
(ア)構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造
(イ)階数	地下1階、地上15階
(ウ)高さ	44.3m
(エ)建築面積	9,741.79 ^m ²
(オ)延床面積	63,493.54 ^m ²

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成17年3月

完了予定：平成18年12月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年11月22日(月)から平成16年12月21日(火)まで

(2) 場所

中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

7 条例公聴会の開催について

条例準備書関係住民及び指定開発行為者は、縦覧期間内に条例準備書等に関する公聴会の開催を市長に申し出ることができます。公聴会の開催の申出があった場合で、市長が必要と認めるときは公聴会を開催します。

なお、申出用紙は上記縦覧場所に用意してあります。

条例公聴会開催申出書の提出期限：平成16年12月21日(火)まで

(郵送の場合は12月21日消印有効)